

【答申の概要】 諮問第195号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分
開示決定に対する異議申立て

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	懲戒処分等の決定に係る文書（調査報告書及び量定決定文書）
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）
実施機関	地方独立行政法人静岡県立病院機構
諮問期日	平成26年10月16日
主な論点	過去に報道提供された情報の条例第7条第2号該当性
審査会の結論	<p>静岡県知事の決定は、妥当である。</p>
審査会の判断	<p>当審査会は、本件対象公文書を見分の上、非開示部分について審査した結果、以下のように判断する。</p> <p>1 本件対象公文書の性質及び内容（内訳については別記（略））</p> <p>本件対象公文書は、本件懲戒処分等の決定に係る文書で、①当該病院で作成した調査報告書（内訳番号14から34まで）と②当該調査報告書をもとに懲戒処分権者として懲戒処分等の量定について決定した文書（内訳番号1から13まで）とに大別できる。</p> <p>このうち、本件決定において非開示とされた部分は、別記（略）のとおりである。</p> <p>2 本件懲戒処分等の実施及び被害職員の公務災害認定の際の公表状況について</p> <p>実施機関の意見書によれば、本件懲戒処分等を行った際、公表基準に準じて公表を行ったとのことである。</p> <p>公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、(1)処分日、(2)処分内容、(3)処分の事由並びに(4)被処分者の情報（所属（部局名及び本庁・出先の別）、職位及び年齢）であるが、刑事事件等となって既に氏名が報道等で公になっている場合には、これらに加えて、被処分者の氏名も公表することとされている。</p> <p>また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、社会的影響が大きいと判断される事案において懲戒処分が行われたことに伴って、当該懲戒処分対象者の管理監督者に対して行われたときは、その内容を公表することとされている。</p> <p>実施機関は、公表基準に基づいて、平成22年12月17日、本件懲戒処分等の実施の際に、処分日、処分内容、処分理由、本件被処分者の情報（所属、職位、年齢（戒告処分相当とされた退職者については職位及び年齢を除く。）、被害職員の自殺に係る情報（自殺した時期、遺族の動向）、実施機関の理事長コメントが記載された「静岡県立病院機構職員の処分」というタイトルの文書（文書1）を報道機関に提供するとともに、同内容について、「静岡県立病院機構職員の処分について」と題する記事（文書2）をホームページ上に掲載したが、刑事事件等となって既に氏名等が報道等で公表されている場合に該当しなかったため、関係者の氏名の公表は行っていない（以下、文書1及び文書2に記載された情報を「報道機関提供情報」という。なお、文書2について</p>

はその後にホームページから削除され、閲覧できなくなっている。)

なお、報道機関提供情報に加え、本件被処分者の役職、性別及び発言内容の一部並びに被害職員の性別、職種、年齢、傷病名に係る情報等が掲載された記事が現在でもインターネット上の医療関係のサイトで確認でき、さらに、異議申立人の提出に係る新聞の写しによれば、管理監督者として服務監督上の処分を受けた者の氏名も確認できる。報道機関提供情報を超えるこれらの部分は、実施機関が本件懲戒処分等の実施に際して県庁で行った記者会見などにより報道機関が入手した情報であると推測される。

また、同じくインターネット上の医療関係のサイトでは、①被害職員の氏名、職種、年齢、傷病名、②被害職員の両親の氏名、年齢、コメント等、③本件被処分者の役職、発言内容の一部に係る情報が掲載された記事が現在も確認できるが、これらは被害職員の死亡が公務上の災害であると認定されたことを受け、被害職員の遺族が平成25年3月8日に県庁で記者会見を行った際に公表された情報であると推測される。

3 非開示情報該当性等

実施機関は、条例第7条第2号を根拠規定として本件決定を行った後、当審査会に提出した意見書の中で条例第7条第6号に該当するとしているが、まずは、本件決定の際に非開示の根拠とされた条例第7条第2号に規定する個人情報該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性

本件対象公文書は、構成する各文書に本件被処分者や被害職員等の氏名が記載されているだけでなく、本件懲戒処分等の内容、検討状況、調査状況等が記載され、特定の個人が受けた懲戒処分等、特定の個人が受けたパワーハラスメントに関する一連の文書であることから、全体として、条例第7条第2号本文の個人に関する情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、報道機関提供情報である本件被処分者の年齢、さらに、新聞報道された本件被処分者の役職や性別等の情報については、過去に明らかにされた情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきだとする旨の主張をしているため、以下、これらの点について検討する。

ア 報道機関提供情報について

(ア) 報道機関提供情報は、懲戒処分を行った場合に一般的に県民等に知らせる必要があるものとして、公表基準に準じて報道機関に提供される情報であり、実施機関が本件懲戒処分等を実施した時点においては、公衆が知り得る状態に置かれ、公表慣行があった情報といえる。

(イ) ところで、懲戒処分等の事案の概要が、被処分者の氏名それ自体、あるいは所属、職位、年齢という被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなる情報とともに過去のある時点で報道提供等が行われ、公衆が広く知り得る状態に置かれると、その内容が当該個人の非違行為に係る情報であることから、当然に特定の個人が識別され、又は一定範囲の者に当該個人が特定されることで、その者の権利利益が害されるおそれを生じることとなる。それにもかかわらず報道提供がされるのは、同種の非違行為事案の再発防止その他職務執行行為の適正及び倫理の保持を図り、それによって行政機関の職員に対する県民の信頼の確保に

資することを目的としているためであると考えられる。

(ウ) これに対し、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするために、保有する情報を求めに応じて開示することを原則としつつも、個人に関する情報については、一度開示されれば当該個人に対して回復しがたい損害を与えることがあるため、みだりに公にされないよう最大限に配慮し、公にすることによる利益と個人の権利利益の保護との調和を図ろうとしたのが、条例第7条第2号ただし書及び第8条の規定の趣旨である。

(エ) そうすると、過去の一時点において懲戒処分等の事案の概要が(イ)で述べた目的のために報道提供された場合、当該事案の概要のうち、個人の識別につながる非違行為者が誰であるかに関する情報は、報道提供の時点から時間が経過するに従い、事案の社会的影響及び事案に関する社会一般の関心や記憶は薄れていき、新聞社名や報道年月日が特定されない限り次第に公衆が知り得る状態に置かれているとはいえなくなっていくが、秘匿すべき必要性の高さは時間の経過によって変わることはないことから、相応の時間の経過により、公にすることによる利益よりも当該個人の権利利益を保護する必要性が上回るようになることと認められる。

それゆえ、非違行為者が誰であるかに関する情報は、報道提供によってしばらくの間は公表慣行がある情報と認められるとしても、報道提供の後、相応の時間が経過したような場合においては、もはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しなくなると解するのが相当である。

(オ) しかしながら、当該事案の概要のうち、非違行為者が誰であるかの部分を除いた部分、すなわち非違行為の客観的態様については、時の経過を考慮する必要性が乏しいことから、特段の事情がない限り、開示請求時点においてもなお慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとの性質を失わないと認められる。

(カ) 本件対象公文書に記載されているのは、職員個人の非違行為歴に関する情報であって、実施機関による本件懲戒処分等の際の報道提供等から本件開示請求までに3年8か月が経過していることを考慮すると、報道機関提供情報のうち、非違行為の客観的態様については、今なお公表慣行を認めるべきであるが、非違行為を行った者が誰であるかに関する情報はもはや現に「公にされている情報」にも「公にすることが予定されている情報」にも該当しなくなると解するのが相当である。

(キ) 本件決定で非開示とされた本件被処分者の年齢は、報道機関提供情報に含まれてはいるが、非違行為者が誰であるかに関する情報であるから、もはや現に「公にされている情報」とも、「公にすることが予定されている情報」とも認められず、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと認められる。

イ 報道機関提供情報以外の情報について

異議申立人がいうように、本件決定で非開示とされた情報の中には、本件被処分者の役職、性別等、実施機関が本件懲戒処分等を実施した際に新聞報道された情報も含まれている。

これらは報道機関提供情報を超えた情報であり、本件懲戒処分等の対象者が退職者も含め4名に及ぶ上、本件懲戒処分等の処分理由に係るパワーハラスメントの事実関係が複雑であるという事案の性質から、報道提供した際に配布等した資料の理解の便宜のために報道機関

からの求めに応じて伝えた情報であると推測され、個別事例の内容の差異にかかわらず、懲戒処分があった場合に一般的に公表されるものではないので、公表慣行があった情報とはいえない。

また、異議申立人は、被害職員の遺族が県庁において行った記者会見を受けて報道された情報についても、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示すべきだとするが、当該記者会見の実施場所として県庁の施設が利用されたものの、その際に報道された情報はそもそも機構により公表されたものではなく、実施機関が本件懲戒処分等を実施した時点においても公表慣行があった情報とはいえない。

さらに、被害職員の学歴、医療機関受診状況等、上記の実施機関や被害職員の遺族が実施した記者会見の際に新聞報道された情報以外については、開示請求の時点において他に公表慣行があったことをうかがわせる事情も確認できない。

したがって、本件対象公文書で非開示とされた箇所のうち、報道機関提供情報以外の情報が記載された部分については、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

(3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

異議申立人は、本件決定で非開示とされた情報が、被害職員を含む精神障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権に係る情報であり、パワーハラスメントによる自殺という事案の重大性を踏まえ、医療施設や福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるなどと主張する。

確かに、パワーハラスメントによる被害を防ぐために、実際に発生した事例に係る情報を、発生した職場内にとどまらず、外部へ情報提供することに一定の意義は認められる。

しかしながら、本件決定で非開示とされているのは、本件被処分者の氏名、役職等の個人の識別につながる情報や被害職員の学歴、医療機関受診状況等の情報であり、これらの情報について、開示することによる利益が非開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、非開示が妥当である。

(4) 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

懲戒処分等を受けたということは、公務員等である職員に分任された職務の遂行に係る情報ではなく、条例第7条第2号ただし書ウには該当しないため、非開示が妥当である。

(5) 部分開示の範囲の適否について

以上に述べたとおり、本件対象公文書は、それぞれの文書が全体として条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

しかし、条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示すべきこととされており、本件決定においても、同項の規定に基づき、部分開示が行われている。

そこで、以下、条例第8条第2項の規定によりさらに開示すべき部分がないかどうか検討する。

ア 氏名を含む個人識別部分について

本件対象公文書には、本件懲戒処分等の対象者、パワーハラスメントを受けた被害職員、所属による事実確認調査を受けた職員などの氏名、役職、住所、年齢、生年月日等が記載されており、これらの情報は本件対象公文書を構成するそれぞれの文書ごとに一体として個人識別部分に該当するため、部分開示することはできない。

イ 本件被処分者を知る手掛かりとなり得る情報及び非違行為事案の経過等について

本件決定では、被害職員の同僚の勤務箇所、被害職員の知人の勤務先、非違行為事案の詳細な経過や内容に関する情報、個人の反省の弁など心情に係る情報などが記載された部分が非開示とされている。

上記記述部分の開示可能性について検討すると、本件決定で既に、所属名や事案の概要その他の記述も相当程度開示されていることから、同僚や知人など一定範囲の者には非違行為を行った職員が誰であるのかが既に明らかになっている可能性が高いと考えられる。そのため、上記記述部分を開示することとなれば、これら一定範囲の者が改めて非違行為当時の事案に関する詳細を探知し、さらには事案発生以降の状況の詳細や個人の心情などを知るおそれが生じる。

加えて、上記記述部分のうち、非違行為者を知る手掛かりとなり得る部分を開示することになれば、これまで非違行為者が誰であるのかについて、一定範囲の同僚や知人等にしか知られていなかったにもかかわらず、上記記述部分の開示により、一層広い範囲の同僚や親戚、知人等が新たに非違行為者を特定できることとなる上、それらの者が非違行為事案やその後の状況の詳細、個人の心情などを知るおそれが生じる。

そうすると、本件対象公文書に記載された情報は、全体として非違行為を行った職員の非違行為歴に関する情報であることから、上記部分を開示することにより、特定個人の権利利益を害するおそれがあり、本件決定で開示した範囲を超えて部分開示を行うことはできない。

実施機関は、条例第7条第2号のほか、意見書において同条第6号に該当する旨を説明するものの、それぞれの情報が条例第7条第2号の非開示情報に該当することは上記のとおりであるから、同条第6号については判断するまでもない。